

奨学金制度の運用の一部変更について

1 新型コロナウイルス感染症に伴う令和3年度の対応

(1) 所得判定について

緊急事態宣言等による家計への影響を鑑み、今後募集する各奨学金の所得判定について特例を設ける。

名 称	給付・貸付額	募集時期	給付・貸付時期	所得の判定
高校等給付型奨学金	80,000 円(1回のみ)	令和3年9月	令和4年3月(入学前)	【原則】令和2年分の所得
大学等貸付型奨学金(進学予定者対象)	国公立 35,000 円以内/月 私 立 44,000 円以内/月	令和3年10月	令和4年4月～ 正規の修業年限	【特例】令和3年分の見込所得 ※原則で該当しない場合に特例を適用
大学等給付型奨学金(新規事業)	150,000 円(1回のみ)		令和4年3月(入学前)	

(2) 大学等貸付型奨学金(在学生対象)について

このことについては、令和3年5月に募集し、6月の奨学金審議会において令和2年分の所得により判定して、既に奨学生を決定した。

今後募集する各奨学金の上記(1)の取り扱いに伴い、本奨学金についても所得判定の特例を設けて、あらためて再募集を行うこととする。

ア 募集期間

令和3年8月23日から9月17日まで

イ 貸付対象期間

令和3年4月分に遡及し、正規の修業年限まで貸付する。

ウ 貸付額

国公立 35,000 円以内/月

私 立 44,000 円以内/月

(3) 奨学金の返還について

貸付金返還に伴う納入通知書送付の際に分割納付の案内を同封し、新型コロナウイルス感染症の影響等により収入が減少した方の返還方法について、柔軟に対応する。

2 高校等給付型奨学金の成績判定基準について

成績判定基準を改正することにより、学習意欲がありながら経済的に困窮している高校等進学予定者の、より一層の学習意欲の向上及び就学支援を図る。

(1) 内容

ア 現行

中学校在学中の全学年における全科目の平均成績が 3.0 以上

ただし、申込時に在学期で第 3 学年の成績が示されていない場合は、第 2 学年までの全科目の平均成績

イ 改正後

中学校在学中の第 2 学年までの全科目の平均成績 又は 第 3 学年 1 学期の平均成績のいずれかが 3.0 以上

(2) 適用

令和 4 年度進学予定者分から（令和 3 年 9 月募集予定）

(3) 周知方法

区報、区設掲示板、区ホームページ、デジタルサイネージに掲載する。

就学援助世帯（中学全学年）及び中学校進路指導担当者あてに案内を送付する。